

入 札 説 明 書

令和 7 年 5 月 12 日に公告した令和 7 年度ダイオキシン類環境調査（大気）業務に係る一般競争入札（条件付）については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は下記事項を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、下記 3 に掲げる者に対して、仕様書に対する質問・回答書により、説明を求めることができる。ただし、入札後仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 入札に付する事項

- (1) 公告番号
環管第73号
- (2) 業務名
令和 7 年度ダイオキシン類環境調査（大気）業務
- (3) 業務の内容
業務仕様書のとおり
- (4) 契約期間
契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (5) 履行場所
岡山県環境文化部環境管理課の指定する場所

2 入札に参加できる者の資格

入札公告日から落札者が決定する日までの間、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類 4（調査・研究）、小分類 3（環境測定）」であり、格付区分が A 又は B であること。
- (3) 計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 107 条の規定により、同法施行令（平成 5 年政令 329 号）第 28 条第 1 号に掲げる物象の状態の量のうち、大気中のダイオキシン類の濃度に係る計量証明の事業について登録を受けていること。
- (4) 計量法第 121 条の 2 の規定により、同法施行令第 29 条の 2 第 1 号に掲げる事業のうち、大気中のダイオキシン類の濃度に係る特定計量証明事業について認定を受けていること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- (6) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成 19 年岡山県告示第 332 号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (7) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (8) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (9) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (10) 過去 3 か年以内において、器具・機械等の汚染に起因する精度管理上の問題等により、測定結果の修正のため計量証明書の回収を行ったことがないこと。

- 3 契約に関する事務を担当する課等の名称
〒700-8570
岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県環境文化部環境管理課
電話番号 086-226-7305
ファックス番号 086-224-2147
- 4 契約条項を示す場所
上記3の場所に同じ
- 5 入札手続等
- (1) 入札参加資格確認申請書の配布及び方法
- ア 配布期間
令和7年5月12日(月)から令和7年5月26日(月)までの(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)午前9時から午後5時まで
- イ 配布場所
上記3の場所に同じ
なお、岡山県環境文化部環境管理課ホームページからもダウンロードできる。
URL: <http://www.pref.okayama.jp/site/321/973786.html>
- (2) 仕様書の閲覧及び配布
- ア 閲覧・配布期間
令和7年5月12日(月)から令和7年5月26日(月)までの(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)午前9時から午後5時まで
- イ 閲覧・配布場所
上記3の場所に同じ
なお、岡山県環境文化部環境管理課ホームページからもダウンロードできる。
URL: <http://www.pref.okayama.jp/site/321/973786.html>
- (3) 仕様書に対する質問の受付
- ア 受付期間
令和7年5月12日(月)から令和7年5月26日(月)までの(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)午前9時から午後5時まで
- イ 提出方法
「仕様書に対する質問・回答書」をファックス又は持参により提出すること。
- ウ 宛先
上記3の場所に同じ
- (4) 入札参加申出手続
- ア 入札参加を希望する者は、次の書類を提出しなければならない。
- (ア) 入札参加資格確認申請書
- (イ) 計量法第107条の規定により、同法施行令第28条第1号に掲げる物象の状態の量のうち、大気中のダイオキシン類濃度に係る計量証明の事業について登録を受けていることを確認できる書類
- (ウ) 計量法第121条の2の規定により、同法施行令第29条の2第1号に掲げる物象の状態の量のうち、大気中のダイオキシン類濃度に係る特定計量証明事業について認定を受けていることを確認できる書類
- イ 入札保証金の減免を求める者は、過去2年間に当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結したことが分かる契約書等を提出すること。
- ウ 提出期間
令和7年5月12日(月)から令和7年5月26日(月)までの(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)午前9時から午後5時まで

- エ 提出場所
上記 3 の場所に同じ
 - オ 提出方法
持参又は郵便等（書留郵便等、配達記録が確認できる方法による提出に限る。）
- (5) 入札参加資格要件の審査
- 入札参加資格確認申請書を提出した者について、上記 2 の事項について審査し、不適合と認められる者に対しては、その旨を通知する。この通知を受けた者は、この入札に参加することができない。
- 入札参加資格がない旨の通知を受け取った者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して 7 日以内に、上記 3 の宛先にファックス、持参又は郵便により入札参加資格がないとされた理由の説明を求める書面を提出することができる。

6 入札

入札に参加する者は、入札書を下記のとおり提出しなければならない。

(1) 入札の日時及び場所

- ア 日時
令和 7 年 6 月 2 日（月）午前 10 時 00 分
- イ 場所
岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号
岡山県出納局用度課入札室（岡山県庁地下 1 階）
- ウ 提出方法
持参（郵送又は電送による入札は認めない。）

(2) 入札方法

ア 入札書の記載方法

入札書の住所（所在地）、商号又は名称、代表者職氏名には、入札参加資格審査申請の際に記載した契約を締結する権限を有している者について記入し、岡山県との契約、入札等に使用する印鑑を押印すること。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 代理人による入札

入札に際し、代理人が入札を行う場合は、契約を締結する権限を有している者からの委任状を持参し、入札前に提出すること。

入札書の住所（所在地）、商号又は名称、代表者職氏名には、契約を締結する権限を有している者について記入し、当該代理人（受任者）の住所、氏名を記入し、受任者が入札する際に使用する印（受任印）を押印すること。

(3) その他

- ア 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し、入札者又はその代理人の印で訂正部分について押印をしなければならない。
なお、入札金額の訂正は認めない。
- イ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- ウ 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると契約担当者が認めたときは、入札を延期し、又はこれを廃止することがある。
- エ 入札をした場合において、落札候補者がいないときは、直ちにその場において再度入札を行う。

7 入札保証金

見積もった契約希望金額の100分の5以上とする。ただし、岡山県財務規則第133条各号のいずれかに該当する場合は、減免する。

8 入札の無効

次の入札は無効とする。

- (1) 上記2の入札に参加できる者の資格のない者のした入札
- (2) 申請書類等に虚偽の記載をした者のした入札
- (3) その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札

9 落札者の決定方法

- (1) 岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

10 契約書の作成

契約書を作成する。

11 契約保証金

契約金額の100分の10以上とする。ただし、岡山県財務規則第155条各号のいずれかに該当する場合は、減免する。

12 その他

落札者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなすので留意すること。